平成２１年（フ）第８０４５号
東京都練馬区平和台３丁目30番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区白山４丁目22番７号
破産者　三桂建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９４５号
茨城県水戸市千波町759―１―108
破産者　小池美智代
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１２８号
神奈川県横浜市都筑区東山田町801―103、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区新吉田町206
破産者　川邉　達己
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１３８号
神奈川県川崎市中原区下小田中２丁目10番32号
破産者　有限会社陵雲建設
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３１９号
東京都中央区銀座２丁目２番17号
破産者　株式会社トリイヴィラ
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３２０号
千葉県富里市日吉台４―19―11、開始決定時の住所埼玉県戸田市川岸１―10―７
破産者　白井　祥尚
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２０７号
東京都江東区猿江２丁目16―23―816
破産者　牛田順一郎
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４４３号
東京都板橋区板橋１丁目37―７―503
破産者　鵜野　克弘
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６４８号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目21番８号
破産者　株式会社賛
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７５２号
東京都足立区新田１丁目８―23―218
破産者　辻　　裕己（旧姓醍醐）
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２１６号
神奈川県横浜市神奈川区新子安１丁目２―３―408
破産者　田村冨美子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２１７号
東京都品川区西大井１丁目１―２―1305、開始決定時の住所東京都品川区西大井１丁目１―２―1004
破産者　田村多賀宏
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４２９号
千葉県木更津市江川358―101
破産者　石岡　珠美
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４９０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3316番地１Ｂ
破産者　有限会社嵐コピーサービス
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６４７号
東京都三鷹市上連雀６丁目15―６―201
破産者　西口　哲幸
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９９５号
東京都中央区晴海２丁目５番16―816号
破産者　有限会社吹越商事
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９９６号
東京都江東区大島８丁目22―21―101
破産者　吹越　則子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５２３号
東京都世田谷区池尻３丁目19―13―403
破産者　中島　英子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４４８号
東京都大田区池上２丁目６―６
破産者　宇山　伸二
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２９５号
東京都羽村市羽東１丁目16―44―102、開始決定時の住所東京都東村山市青葉町２丁目30―１―101
破産者　松本　弘幸
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１０１号
神奈川県相模原市宮下本町３丁目41番地10号
破産者　有限会社エーエム・ワイ
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部